

令和 4 年 6 月 15 日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 小 磯 修 二

釧路・根室地域:釧路根室地域における「新たな旅のスタイル」に対応した誘客促進事業の
委託に係る企画提案の公募について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当機構の事業推進に格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について下記の通り企画提案を募集することといたしましたので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

釧路・根室地域:釧路根室地域における「新たな旅のスタイル」に対応した誘客促進事業委託業務

2. 参加表明

企画提案書提出の意向がある場合は、企画提案指示書 10.(1) に示す内容をメールでお知らせください。(様式なし、メール本文で可)

※参加表明期限 : 令和4年6月22日(水) 17時

3. 提出物について

企画提案書及び見積書(※ 詳細は、企画提案指示書を参照してください)

4. 今後のスケジュール

- (1) 参加表明〆切 令和4年6月22日(水) 17時
- (2) 企画書提出〆切 令和4年7月 6日(水) 17時
- (3) 企画審査会 令和4年7月中旬予定
- (4) 契約書の締結 令和4年7月下旬予定

5. その他

事業に関する説明会は実施いたしません。

<問い合わせ先>

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階
地域支援本部地域観光部 担当 : 高橋・佐藤
電話 : 011-231-2900 fax : 011-232-5064
E-mail : m_takahashi@visithkd.or.jp

釧路・根室地域:釧路根室地域における「新たな旅のスタイル」に対応した誘客促進事業
企画提案指示書

1. 委託業務名

釧路・根室地域:釧路根室地域における「新たな旅のスタイル」に対応した誘客促進事業委託業務

2. 事業目的

コロナ以前の令和元年度の訪日外国人来道者宿泊客数のうち、釧路・根室地域には約2%しか訪れていないことから、本事業の実施により、近い将来のコロナによる渡航制限解除後において、大多数の来道外国人観光客が訪れている「道央圏」から当地域に訪日客を誘引するとともに、当地域が「第一の目的地」として選択され、地域内へのより多くの滞在・周遊化を図ることでインバウンド誘客による経済効果を当地域に波及させることを目的とする。

また、当地域内では広大なエリアに観光資源が点在していることから、地域内の観光資源を効果的に連携させる商品を開発して点から面への周遊化を促進し、地域内のインバウンド消費の向上を図る。

同時に、地域内の観光資源をインバウンド客に対応できるものへの磨き上げや埋もれた資源の発掘を行い、商品開発に資する。

さらに、急速な旅行形態の個人化・ニーズの多様化に対応するための受入環境の整備を確実に進め、当地域が安心して周遊できる魅力ある観光地として情報提供することで、確実にスムーズなインバウンド需要の取り込みを行う。

3. 委託期間

契約締結日から令和5年(2023年)3月10日(金)まで

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式(価格考慮型)による随意契約

※企画内容提案に加えて価格についても審査基準の要素とします。

5. 予算上限額(消費税及び地方消費税相当額10%を含む。)

10,000千円

6. 業務内容及び実施方法

事業内容について対象となる※地域へのヒアリング等を実施し、地域の意向を十分に踏まえた上で下記に例示する業務を基本とした事業を実施すること。また、新型コロナウイルス感染症の状況に十分配慮することとし、地域の意向を踏まえた上で柔軟に対応することとする。なお、事業効果を高めるものとして独自に提案する業務を付加することも可能とする。

《事業対象地域》

釧路・根室地域(釧路市、弟子屈町、根室市、中標津町、羅臼町、釧路町、厚岸町、浜中町、

標茶町、鶴居村、白糠町、別海町、標津町)

※《地域連絡先》 釧路総合振興局 商工労働観光課 逸見係長 TEL 0154-43-9182
根室振興局 商工労働観光課 相良主査 TEL 0153-23-6048

《メインターゲット：台湾》

《メインターゲット属性：北海道リピーター層 / 中間所得層 / アクティブシニア層 /
自然、野生動物好き / 非日常好き / 景観に感動したい》

《事業実施ステップ》

- Step 1 : R 3年度に造成した周遊パスを台湾（渡航制限が継続する場合は、日本在住の台湾人を含む）向けに販売。販売したパスの利用傾向を調査・分析し、周遊パスの改善を図る。
- Step 2 : Step 1により改善及びR 4年度に新たに参加する町村の観光コンテンツを盛り込み拡充する周遊パス及び周遊パスモデルルートを利用した台湾在住者（渡航制限が継続する場合は、日本在住の台湾人を含む）によるモニターツアーを実施。ツアー参加者へのアンケートを実施。
- Step 3 : Step 1・Step 2の結果をもとに、地域間の移動方法、季節ごとの見所、アクティビティ等の内容を検証し、周遊パス対象施設や、周遊モデルルートの磨き上げ、地域に埋もれた観光資源の発掘を行う。
- Step 4 : 地域内観光資源の Google マップ掲載情報の充実や既存の各種媒体上の当地域の観光情報を改善。
- Step 5 : 関係市町村及び地域連携DMO等との協議により効果検証を行い、改善を図る。

(1) 滞在コンテンツ造成事業

対応言語：中国語(繁体字)・英語

① 周遊パス及び周遊パスを活用した周遊モデルルートの造成

※周遊パス : 購入金額分のポイントが付与され、ポイントに応じたコンテンツ(観光資源)を自由に選択して体験することができるパスポート。

周遊モデルルート：「地元のお勧め」「地域別」「季節別」など、周遊パスのコンテンツをテーマ別に結んだコース。

地域内自治体等による周遊パス造成や改善のための検討会を通じて、今後、個別手配化が進むと予想される訪日客が、地域内にあるコンテンツを自由に選択して体験できる「電子版サブスクリプション型周遊パスポート」としてR3年度に造成した周遊パスにR4年度事業で新たに参画する8自治体の観光コンテンツを盛り込み改善・拡充した周遊パス及び周遊パス利用者が周遊パスコンテンツを組み合わせ、目的に沿って活用できるテーマ別周遊モデルルートを構築する。

【検討会の開催】

開催回数：5回程度、

参加者 : 釧路・根室地域内市町村、釧路・根室振興局、受託事業者、台湾向けOTA等の専門家など

【造成数】

新規コンテンツ：30 件

周遊パス：2 件

周遊パスを活用したモデルルート：2 コース

② 台湾人旅行関係者の招聘によるモニターツアーの実施及び検証

台湾人訪日旅行に精通する台湾在住者もしくは日本在住台湾人を招請し、造成した周遊パスモデルルートに対するモニターツアーを実施し、周遊パス・周遊モデルルートの検証・地域に埋もれているコンテンツの発掘・磨き上げを図る。

【実施回数】：2 回（1 コース各 1 回）

【対象者】：ターゲット国の台湾人の旅行形態や事情に精通し、旅行会社や OTA 会社に所属する訪日旅行造成・企画担当者など 2 名×2 コース

【モニターツアーワークショップ】：モニターツアー招聘者と地元自治体等を交え、周遊パスやコンテンツ及びモデルルート等の検証会を開催。

※活用する地域資源

台湾人の次回訪日旅行の観光目的上位が、「日本食を食べること」「温泉入浴」「自然・景勝地観光」であることから、

- ・食：釧路発祥の炉端焼き、釧路で有名な「勝手井」、根室地域で採れた「浜ゆでカニ」など
- ・温泉入浴：国内屈指の酸性温泉である川湯温泉など
- ・自然・景勝地観光：世界自然遺産の知床国立公園、バードウォッチャーの聖地「根室半島」「春国岱」「野付半島」、世界三大夕日の「釧路の夕日」、国鳥「タンチョウ」の「タンチョウサンクチュアリ」
- ・体験：ラムサール条約登録湿原を楽しめる釧路湿原でのカヌー体験などを想定。

本事業を通じて、R4 年度新規参加自治体を中心に地域に埋もれた「台湾人」の好むコンテンツの発掘も行い、今後のコンテンツ造成に盛り込む。

(2) 受入環境整備事業

① Google Map 掲載情報の充実化

- ・釧路・根室地域内の観光（施設）情報について、不足する画像・正確な情報を多言語化した上で掲載し、「旅マエ」「旅ナカ」の訪日客の利用の便を図るとともに、検索数の増加や検索結果の上位化を図ることで、訪日客の「目的地」として選ばれることを目指す。

【掲載する観光（施設）情報】周遊パスコンテンツ及びモデルルート上の交通、観光スポット、飲食店、宿泊施設等

② 多言語 HP への掲載内容を見直し、充実化

- ・R2 年度事業で実施したモニターツアーで招聘者から当地域の観光情報等 HP の「掲載情報の古さ」「表記の誤り」などが指摘されている。
- ・そこで、当地域の「食」や「景勝地」などの観光情報の認知率向上を図るため、既存の中国語（繁体語）・英語などの多言語 HP 内の当地域の「不正確で魅力のない」情報を、より正確で「見栄えのする」に情報に置き換え発信するなど、当地域の情報発信内容の見直し、充実化を図る。

【掲載(想定)媒体】（公社）北海道観光振興機構、地域 DMO など

【掲載時期】冬以降、春夏商品掲載時期に合わせて掲載を想定。

(3) 旅行商品流通環境整備事業

- ① ターゲット国である台湾に強い OTA へ世界自然遺産の知床国立公園や、ラムサール条約に登録された湿原を含む釧路湿原国立公園、阿寒摩周国立公園、厚岸霧多布昆布森国定公園に代表される当地域の豊富な自然資源が織りなす、食や文化、体験などの魅力を詰め込んだ周遊パスや周遊パスを活用したテーマ別周遊モデルルートに掲載・販売を行う。
- ② 周遊パスの利用実績により訪日観光客の傾向を調査・分析し、結果検証を行い、改善を図る。

(4) 目標と成果指標

① 滞在コンテンツ造成事業

アウトプット：・周遊パス及びモデルルート造成数 各2件以上
・モニターツアー参加者 4名
・モニターツアー参加者アンケート 造成商品に対する提言事項 40件
(10項目×2名×2コース)

アウトカム：・他者への推奨度 80%
・周遊パス販売数：100件、販売金額 1,000,000円 (国内) ※参考
周遊パス販売数：100件、販売金額 1,000,000円 (国外)

② 受入環境整備事業

アウトプット：・Googleマップへの掲載箇所数 30件
(掲載対象：周遊パスコンテンツ及びモデルルート上の交通、観光スポット、飲食店、宿泊施設等)
・HP改善媒体数 5件以上
・HP改善箇所 10件以上

アウトカム：・Googleマップから事業者WEBサイトへのアクセス数 平均3%増加
・Googleマップでのルート検索数 平均30%増加
・HPの内容を改善し、掲載した施設の入場者数12%増加

③ 旅行商品流通環境整備事業

アウトプット：・R3年度に造成した周遊パスのOTA掲載数 2件
・R4年度に造成した周遊パスのOTA掲載数 2件
アウトカム：・周遊パス販売数：100件、販売金額 1,000,000円 (国内) ※参考
・周遊パス販売数：100件、販売金額 1,000,000円 (国外)
・周遊パスのOTA掲載に係る閲覧数 2,000件

※滞在コンテンツ造成事業と旅行商品流通環境整備事業のアウトカムについて、ターゲット国の入国が解除されない場合は、国内在住日本人への販売も可とする。但しかかる費用は補助対象外とする。

(5) 旅行者の混雑や密の低減への対応

- ① 周遊パス対象には、釧路・根室地域の雄大な自然を生かした密を避けられる野外コンテンツや北海道スタイルを実践する施設を含めて造成する。
- ② OTAでの事前決済による周遊パス販売やデジタルを活用した周遊パスの利用などによる窓口の混雑緩和を図ることにより、人と人との接触を低減する。

(6) 事業実施報告書の提出

受託者は本事業の終了後、事業の実施内容とその成果等についてまとめた報告書を作成し、紙、及び電子データにて提出すること

7. 企画提案応募条件等

- (1) 単独法人又は複数の法人等(法人及び法人以外の団体を含む)による連合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。
- (2) コンソーシアムは構成員の中で1者以上、単体企業等は自らが必ず旅行業法に基づく旅行者の登録を受けていること。
- (3) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
 - ① 北海道に本社もしくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。
 - ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - ④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
 - ⑤ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - ⑥ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案(プロポーザル)に参加する者でないこと。
- (4) コンソーシアムにおいては、(2)、(3)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。
 - ① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。
 - ② 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。企画提案応募条件等

8. 審査基準

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性
実施内容が、事業目的を達成させるために効果的であるか。また、実施内容は、事業の目的に資するものか。
- (2) 実現性
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な内容・スケジュールとなっているか。
- (3) 業務遂行能力

事業実施のためのノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

9. 事業者決定までのスケジュール

令和4年(2022年)6月22日(水)17時 参加表明 締切

令和4年(2022年)7月6日(水)17時 企画提案書 提出期限

令和4年(2022年)7月中旬 企画提案の審査(審査会)

令和4年(2022年)7月下旬 委託事業者決定・事業説明会・契約

令和5年3月10日(金) 全事業終了、事業報告書作成提出、精算。

※企画提案事業説明会は開催せず質疑についてはメールでの受付、回答とする。

10. 企画提案書の提出

(1) 参加表明 令和4年(2022年)6月22日(水)17時 締切

※特に様式はなく、メール本文で可(E-mail:m_takahashi@visithkd.or.jp)とするが、以下の①～⑥の内容を記載のこと。

①単独法人名又は法人名(コンソーシアムの場合はコンソーシアム名、幹事社名)、代表者名

②所在地 ③電話番号 ④FAX番号 ⑤担当者名 ⑥連絡用メールアドレス

※コンソーシアム又は協力会社がある場合は、それぞれにつき、上記①～⑥の内容

(2) 提出期限 令和4年(2022年)7月6日(水)17時

(3) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人北海道観光振興機構

地域支援本部地域観光部(担当:高橋・佐藤)

(4) 提出部数 8部(会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの7部)

(5) 提出方法 提出場所に持参又は郵送(※ファクシミリ、メールでの提出は不可)

※郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない。

※提出の企画提案書は期日までに別途データでも提出すること。電子メール、ROM等の記録媒体など手法は問わない。なお、電子データのみでの納品は認めない。(電子データで納品する企画提案書については事業者名、氏名等を記載しないもののみでも可)

11. 企画提案書作成上の留意点

(1) 様式の規格はA4判サイズとし、冒頭に企画提案書の全体構成を記載し、企画提案書の頁数は全体で30頁以内とすること。

(2) 企画提案書の作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、下記の項目について記載すること。

① これまでの事業実績

提案者の業務内容及び本事業類似事業の実績について過去3年分を記載すること。

② 業務実施体制

当該事業の業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協

力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、本事業は実施内容が多岐にわたり、業務量が多くなることが予想されるため、実施体制については特に詳細に記載すること。なお、提案者名を記載した企画提案書の1部にのみ業務担当者名及び協力会社名を記載し、残りについては、「A」、「B」等の表現を用いて記載すること。

③ 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

④ 見積書

費用項目の明細を記載すること。

本企画提案指示書 6. 事業内容及び実施方法に記載している(1)～(3)の事業で明示している項目に沿って①～②等実施項目毎の見積額及び当該事業合計額での見積書を作成する事。但し人件費を含む金額とする事。

※宿泊費・交通費・謝金等の明細は不要

例…(1)滞在コンテンツ造成事業

・モデルルート造成	2件	〇〇〇,〇〇〇円
・検討会開催	5回	〇〇〇,〇〇〇円
・モニターツアー	4名	〇,〇〇〇,〇〇〇円
・ワークショップ	1回	〇〇〇,〇〇〇円
合計		〇,〇〇〇,〇〇〇円

※当方が求める内容と齟齬がなく、的確な提案を受けることができるよう記載を工夫すること。

1 2. 企画提案に関する審査

企画提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリング（以下「審査会」という。）を実施する。

- (1) 日時及び場所については、別途通知する。
- (2) 審査会に参加されない場合は棄権とみなす。
- (3) 審査会時の追加資料の配付については認めない。
- (4) 4者以上の審査対象者がいる場合は予め書面審査を行い、上位3者を最終的な審査対象者とする。

1 3. 留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 提出期限を過ぎての企画提案書の提出、資料の追加及び差替えは認めない。
- (4) 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表する場合がある。
- (5) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、北海道観光振興機構と受託者が協議して決定するものとする。
- (6) 業務遂行にあたっては、北海道観光振興機構との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ的確な対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努める。
- (7) この企画提案指示書の内容に疑義が生じたときや定めのない事項については、北海道観光振興機

構と受託者が協議のうえ、処理するものとする。

- (8) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (9) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、北海道観光振興機構に帰属するものとする。
- (10) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (11) 受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。
- (12) 受託者は、契約前に地域への説明会を実施すること。但し、その際に発生する費用は、受託者において負担するものとする。
- (13) 本事業は観光庁が令和4年度に実施する「令和4年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金」を活用する。このため、受託事業者は本指示書及び、観光機構より別途指示する観光庁が示す要綱に沿った業務遂行とすること。尚、支援内容や支援見込金額の変更・支援対象外の事象が判明した場合等には、本募集・選定手続については変更・中止する場合がある。

14. 問い合わせ先

公益社団法人北海道観光振興機構

地域支援本部地域観光部 担当：高橋・佐藤

電話：011-231-2900 FAX：011-232-5064

E-mail：m_takahashi@visithkd.or.jp